

主 文  
原告の請求を棄却する。  
訴訟費用は原告の負担とする。

原告は、請求の趣旨として、昭和三十年二月二十七日に行われた最高裁判所裁判官国民審査は無効である、訴訟費用は被告の負担とするという趣旨の判決を求めると申立て、請求の原因その他別紙一のとおり述べた。

被告は、原告の請求を棄却する、訴訟費用は原告の負担とするとの判決を求めると申立て、請求の原因に対する答弁、抗弁を別紙二のとおり述べた。

証拠として、当事者双方は別紙三記載のとおり、提出認否援用をした。

理由  
原告主張の無効の理由（請求の原因六の1ないし5）に関する当裁判所の見解はつぎのとおりである。

1について、

〈要旨第一〉審法第七九条第二項に定められる最高裁判所裁判官国民審査は一種の解職投票制度であつて、裁判官任命の〈要旨第一〉適否を審査決定する制度ではない。これは当裁判所が昭和二十四年（行ナ）第三号原告A、被告最高裁判所裁判官国民審査管理委員会委員長間の最高裁判所裁判官国民審査の効力に関する異議事件について、昭和二十四年十二月五日言渡した判決（高等裁判所判例集第二巻第三号三二五ページ以下）および昭和二十七年第三二四、三五、三六号第三八ないし四一四号原告B七名被告中央選挙管理委員会委員長間の最高裁判所裁判官国民審査の効力に関する異議事件について、昭和二十九年十一月九日言渡した判決（高等裁判所判例集第七巻第十一号九四三ページ以下）において、それぞれ詳細な説明を加えて示したところであり、なお最高裁判所も支持した見解である（最高裁判所昭和二十四年（オ）第三三二号昭和二十七年二月二十日言渡判決、最高裁判所判例集第六巻第二号一二二ページ以下）。いま、本件について、この見解を変更すべきものは考えない。

したがつて、最高裁判所裁判官国民審査法が解職投票制度を規定していることは、憲法第七九条第二項に適合するものであり、この法律によつて行われた本件国民審査は憲法違反の法律によつて行われたものであるから、無効であるとする原告の主張は採用することはできない。

2について、

本件国民審査施行にあつて、その投票所は審査法第一三条の定めに従つて設備された結果、衆議院議員選挙の投票所と審査の投票所との出入口を一つにし、その入口に棄権を望む者は投票用紙を受取らなくてよい旨の貼紙をしたこと、投票用紙の持ち帰りを禁じていたことは、当事者間争のないところである。

右のような設備の投票所で出頭した審査権者に対して、係員が審査の投票用紙をさし出したとしても、ことに、衆議院議員選挙の投票用紙とともにさし出したとしても、審査権者は審査の投票用紙を受取らないことは不能ではなく、前記のような貼紙による注意をしてある以上、投票用紙を受け取ることを強制したとは認めがたい。また一度受け取った投票用紙の持ち帰りを禁じられたからといつて、どうしても投票しなければならぬわけではなく、投票用紙を投票所内において立ち去ることはできるのである。

本件審査において、前記のような設備のもとに選挙の投票用紙とともに係員からさし出された審査の投票用紙を受け取つて投票をした審査人があつたとしても、その者に対し投票が強制されたのだとはいひ得ない。また、前記のような貼紙があるにはあつたが、それとはべつに、審査人の意に反して投票用紙を受け取らせ、その意に反して投票させたという事実はこれを認めるに十分な証拠がない。（同時に国民審査に付される裁判官が二人以上である場合に、裁判官の氏名を一枚の用紙に連記する様式の投票用紙（国民審査法第一四条第一項）を用うると、そのうちのある裁判官については棄権したい他の裁判官については罷免を可とする投票をしたいと思う審査人は、罷免を可とする裁判官について×を記入して投票するには、棄権したいと思う方の裁判官について、×印を記さない投票を、いやでも、しなければならず、棄権したいと思う裁判官について棄権するには、他の裁判官についでに罷免を可とする投票をすることを断念しなければならないという関係に立つこと必然である。これは結果において審査人に対して投票を、あるいは棄権を強制することになる。かような結果を生ぜしめるかぎりにおいて国民審査法は問題であるけれども、本件国民審査の対象たる裁判官は一人であるから、この点についての



るべきものであつて、投票の内容についていちおうの推測を、それが、かりに真実と反対の推測であろうとも、受けることも免れない状況において投票をさせることは、投票の秘密保護に欠けるものであり、かような場合の投票者は投票の秘密を侵されていると認めるのが相当である。「投票記載所に立ち寄つた審査人であつてもなんら記載をしないことも自由であるし、記載所に立ち寄らずして直接投票箱にいって投票したかつこの査人であつても、ひそかに記号を記載するようなことは、あなたがち不可能ではない」（被告所論、前記昭和二十九年十一月九日当裁判所判決理由所論）といひ得ないではない。審査人が秘密保持のために、かような、とくべつの創意くふうに努力することを要求するは相当でないのみならず、かかる努力をした場合にも、その効なかつた場合にはやはり投票の内容に対する推測を受けることを免れないこと〈要旨第四〉もあろう。投票所の設備は、投票者が、その設備にしたがつてすなおに行動する場合に投票の内容が他人か〈要旨第四〉ら、いちおうの推測も受けないようにされなければならない。もしこれと反対に、投票者がすなおに行動した場合に投票の内容について推測を受けることを免れないような設備のもとに投票させるならば、投票の秘密は完全に保護されているとは認めがたい。

原告本人尋問における原告の供述によると本件国民審査においては、東京都世田谷区のC小学校に設けられた投票所の設備は、審査人が投票を投票箱へ入れる前に記入台へ立ち寄つたかどうか、投票所内にいる他人から見分られ、それによつて、審査人が、投票に×を記載したかしなかつたかを推測し得る状況であつたことが認められる。本件国民審査は、憲法国民審査法に違反するところあるものといふべきである。しかし本件にあらわれたすべての証拠によつても、右C小学校のほかには、これと同様に投票の秘密の保たれない状況において投票が行われた投票所があつたことを確認することはできず前記C小学校投票所における法律違反だけで、本件国民審査の結果に異動を及ぼすおそれがあるとは、とうてい認められないので、これによつて本件国民審査を無効とすることはできない。原告のこの点の主張も結局採用することができない。

以上のようなわけで、本件国民審査を無効とする原告の主張は、すべて理由がないので、原告の請求はこれを棄却するのほかに、訴訟費用は敗訴の当事者たる原告の負担とすべきものである。

よつて主文のとおり判決する。

（裁判長判事 藤江忠二郎 判事 渡辺葆 判事 薄根正男）

（別紙 一）

<記載内容は末尾1添付>

（別紙 二）

<記載内容は末尾2添付>

（別紙 三）

<記載内容は末尾3添付>